

一般社団法人鳥取県臨床検査技師会研修会参加補助金制度規約

目的

一般社団法人鳥取県臨床検査技師会における学術活動の推進を図るとともに、臨床検査技師の資質向上に資すること。

対象

1. 一般社団法人鳥取県臨床検査技師会正会員であること。
2. 年3名以下とし、学術部長が募集して理事会にて決定する。
但し、希望者がなかった場合には、時期を考慮し再度募集を行う。4名以上の希望者があった場合には下記の事項を考慮し学術部長が選考する。
 - (1) 異なる部門から4名以上の希望者があった場合には、鳥取県担当で開催する日臨技中四国支部部門研修会及び活動内容を鑑みて決定する。
 - (2) 同部門から複数の希望者があった場合には、特別な理由がない限り部門長を優先するが、他部門からの希望者がいない場合に限り、予算を超えない範囲で同部門の複数参加を認めることができる。

条件

1. (一社)日本臨床衛生検査技師会主催(共催含む)の研修会であること。
2. 補助金を得て参加した者は、1年以内に伝達講習会を必ず行うこと。

金額

1. 研修会参加費、旅費規程(行動費を除く)に準ずる。
2. 宿泊費は研修会会期中および交通手段上必要と認められた前泊、後泊に限る。
3. 研修会参加費、交通費、宿泊費の合計が50,000円を超える場合には、合計の上限を50,000円とする。
4. 各施設からの出張扱いは除く。

申込方法

希望する会員は、研修会参加補助金申請書を開催2か月前までに学術部長に提出して申し出ること。

報告

1. 学術部長は研修会参加補助金申請書を会計に提出し、会計は速やかに支払い処理を行うこと。
2. 参加者は補助金受領後、研修会参加補助金領収書を財務部長に提出すること。
3. 参加者は、研修会終了後2週間以内に参加証、参加費領収書(いずれもコピー可)を添えて財務部長に提出すること。

規約の変更

この規約は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

- 付則
1. 平成16年4月1日 施行
 2. 平成30年4月1日 一部改定

研修会参加補助金申請書

一般社団法人鳥取県臨床検査技師会会長 殿

このたび、下記研修会に参加するため補助金を申請いたします。

参加者	施設名	
	氏名	
研修会	研修会名	
	開催期間	
	開催場所	
補助金 (内 訳)	金額 _____ 円 (内訳)	
伝達講習会開催予定	平成 年 月 日 頃予定	

平成 年 月 日

学術部長

印

申請者名

印

研修会参加補助金領収書

一般社団法人鳥取県臨床検査技師会会長 殿

研 修 会 名	
研修会開催期間	
研修会開催場所	
研修会参加補助金	金額 円

上記研修会参加補助金を正に領収いたしました。

平成 年 月 日

施設名

氏 名

印